

ビルメンテナンス業務用のモデル契約書 リバイス手順

作成の必要性

昨年度（令和5年度）の「ビルメンテナンス業務の発注事務に関するマニュアル等作成事業一式」では、検討会による討議を経てビルメンテナンス業務の発注業務に関わる資料の作成が行われました。作成の背景には、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）で「中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める」よう策定されたこと、また「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月内閣官房等関係省庁）で「ビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、（略）発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する」よう策定されたことがあります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に沿った適正な発注事務が行われるよう促されていますが、当該調達事務が適正に行われ、受注者であるビルメンテナンス企業が不当な弊害を受けないようにするために、以下の4つの条項を含む「ビルメンテナンス業務用のモデル契約書案」の作成が必要であると判断されました。

1. 全体、単品、インフレ等に応じて契約金額がスライドされる、いわゆるスライド条項
2. 業務履行条件の変化等に応じた仕様書の変更、追加業務が発生した場合の代金算出方法や履行期間の変更（納期延長等）に対応を盛り込んだ条項
3. 業務完了後の履行検査に係る条項
4. 事業者変更された場合でも円滑に業務発注をするための引継ぎ条項

各条項は検討会で討議された後に、リーガルチェックを経て、令和5年度成果物として納品されています。

リバイスの方向性

令和5年度検討会で決定した以下の4つの条項を加えて、全条項を記したモデル契約書案を作成しました。

- 第13条 条件の変化等に応じた仕様書等及び契約金額の変更
- 第14条 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更
- 第18条 検査
- 第33条 引継ぎ

その他の条項については、「公共工事標準請負契約約款」と、調査により入手した各地方公共団体のビルメンテナンス業務の契約書を基に、ビルメンテナンス業務に必要なと予想できる条項を検討し作成しました。検討会での討議を反映させ、リーガルチェックの前段階まで、この「全条項版モデル契約書（案）」を完成させました。

ビルメンテナンス業務用のモデル契約書

(総則)

第1条

- 1 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（特記仕様書（図面を含む。））に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(業務計画書)

第2条

発注者が必要と認めたとき、受注者は、仕様書に従い業務の実施に先立って業務計画書を作成して発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

(契約保証金)

第3条 (A)

受注者は、この契約の締結と同時に、発注者に契約保証金として、委託料の100分の〇以上の契約保証金を納めなければならない。

第3条 (B)

契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第4条

受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条

受注者は、委託業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(使用人に関する受注者の責任)

第6条

1 受注者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 受注者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。受注者は、これら以外の使用人については、発注者の請求があるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

(特許権等の使用)

第7条

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第8条

1 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) この契約書及び業務仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に関する回答
- (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務責任者)

第9条

1 受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除

に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(業務報告)

第10条

- 1 受注者は、仕様書に従い、発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者又は監督員は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第11条

- 1 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不適当であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当であると認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(貸与品等)

第12条

- 1 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図書その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、仕様書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(条件の変化等に応じた仕様書等及び契約金額の変更)

※令和5年度検討会で決定した条項

第13条

- 1 受注者又は発注者は、災害発生時等において緊急的に必要な業務等が発生した場合、業務内容の変更若しくは業務の一時／一部中止が必要であるとみなせる場合、若しくはその他受注者又は発注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕

様書等の変更及びこれに伴って必要となる契約金額の変更を請求することができる。

2 前項の規定による請求があったときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額の変更の可否と金額について、受注者と発注者とが迅速かつ適切に協議して定める。協議は、請求があった日から21日以内に完了するものとする。

3 前項の規定による協議で変更が可能とされたときは、受注者及び発注者は仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額の変更に応じなければならない。

(賃金の変動に基づく契約金額の変更)

※令和5年度検討会で決定し、令和6年度検討会で調整した条項

第14条

1 受注者又は発注者は、日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となったと認めるときは、発注者又は受注者に対して契約金額の変更を書面又は電子媒体により請求することができる。ただし請求のあった日を基準日とし、変更を請求する契約金額は基準日以降の残契約金額が対象となり、残契約期間は基準日から2か月以上なければならない。賃金水準の変動は、公的な指標に基づいて判断するものとする。

注：契約金額が不適当となったと認めるときは、契約金額全体に占める労務費の割合が上昇することにより、価格転嫁が必要になったと認められる場合。

注：請求のあった日とは、発注者又は受注者が書面又は電子媒体により請求に関する書類を受け取った日。

注：公的な指標とは、最新の最低賃金（厚生労働省）、最新の建築保全業務労務単価（国土交通省）、それに準ずる独自の労務単価等。

2 前項の規定による請求があったときは、前項に定める賃金水準の変動を踏まえ、契約金額の変更の可否と変更を可とする場合の金額について受注者と発注者とが迅速かつ適切に協議して定める。また協議の結果について発注者は受注者へ遅滞なく書面又は電子媒体により通知しなければならない。協議の結果の通知は、請求のあった日から21日以内に完了するものとする。

3 発注者及び受注者は、前項の規定による協議で契約金額の変更が可能とされたときは、変更前の契約金額と変更後の契約金額との差額のうち、変更前契約金額の【1000分の1から1000分の10】を超える額について、契約金額の変更に応じなければならない。なお、本条でいう契約金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。

注：受注者負担の割合又は発注者負担の割合を設定しない場合は、第14条第3項は削除する。

注：具体的な事務手続等について、「スライド条項運用マニュアル」を参照。

(臨機の措置)

第15条

1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第16条

業務の実施に関し生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が受注者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第17条

- 1 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由によるときはその限度において発注者の負担とする。
- 3 受注者は、受注者の責めに帰さない事由による損害については、第1項又は前項の規定による賠償の責めを負わない。

(検査)

※令和5年度検討会の検討会で決定した条項

第18条

- 1 受注者は、契約金額に基づく代金の支払いを受けるため必要な業務が終了した旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、〇〇に定めるところにより、業務の終了を確認するための検査を実施し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
注：〇〇とは、仕様書等が考えられる。
- 3 前項の場合において、検査に直接要する費用の負担については、発注時に想定できなかった特別な事情によって発生した特殊な検査にかかる費用等について受注者と発注者とが別途協議して定めた場合を除き、各自が自己に発生した費用を負担する。
- 4 発注者は、当該業務が第2項の検査に合格しないときは、受注者に対して相当の期間を定めて履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償若しくは契約金額の減額を請求することができる。この場合においては、履行の追完の終了を業務の終了とみなして前各項の規定を適用する。

(契約代金の支払い)

第19条

- 1 受注者は、前項の検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(第三者による代理受領)

第20条

1 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

3 発注者が受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人として明記されたものに契約代金の全部又は一部を支払ったときは、発注者はその責めを免れる。

(契約不適合責任)

第21条

1 発注者は、受注者の実施した業務内容の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあることを知ったときは、受注者に対し、業務の手直し等による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不適當な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第22条

1 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第○条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第23条

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微

であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 業務責任者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第○条第○項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第24条

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の業務を完了させる債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金額債権を譲渡したとき。
- (7) 第○条又は第○条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条

第○条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前○条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第26条

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第27条

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 仕様書等を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 業務の中止期間が履行期間の10分の○(履行期間の10分の○が○月を超えるとときは、○月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後○月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第28条

第○条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前○条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第29条

1 受注者は、この契約が業務を完了させる前に解除された場合において、支給材料があるときは、第○条第○項の検査の合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が業務を完了させる前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務を完了させる前に解除された場合において、控室等に受注者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれ

らの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第1項前段及び第2項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第〇条の規定によるときは発注者が定め、第〇条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段、第2項後段及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第30条

1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第〇条又は第〇条の規定により成果物の引渡し(引渡しを要しない場合にあっては、業務の完了。次項第1号において同じ。)後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第〇条又は第〇条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既履行部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者が受注者に損害賠償の請求を妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第31条

1 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第○条又は第○条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第○条第○項(第○条において準用する場合を含む。)の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(あっせん又は調停)

第32条

1 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争については、第○条の規定により発注者若しくは受注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに○条○項の期間が経過した後でなければ、発注者又は受注者は、前項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

3 発注者又は受注者は、第1項に規定する紛争解決の手續を経た後でなければ同項の発注者と受注者との間の紛争については民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができない。

(引継ぎ)

※令和5年度検討会で決定した条項

第33条

1 受注者は、業務の履行開始日から業務を円滑に開始できるよう○○に定めるところにより、十分な期間を用いて前受注者から業務の引継ぎを受けなければならない。ただし、受注者の故意又は過失によらず、前受注者が引継ぎを拒むときはこの限りではない。

注: ○○とは、仕様書等が考えられる。

2 受注者は、契約期間の満了、契約の全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、契約が終了する場合には、次受注者が発注者と締結した契約開始日から業務を円滑に開始できるよう十分な期間を用いて次受注者へ業務の引継ぎを行わなければならない。

3 発注者は前項の引継ぎが円滑に行われるよう、前受注者に協力を求めるものとする。な

お、受注者は前受注者から引継ぎを受けた場合は、発注者にその旨を報告するものとする。

(補則)
第34条

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。